

株主提案権 Q&A

2020年版



Q:私が株主であることはどうやって知ったのですか?

A:会社法第311条の「書面による議決権の行使」により、私達は総会終了後、議決権行使書を四国電力本店で閲覧し、私達の提案議案に一つでも賛成された株主様、及び会社の提案議案に何らかの反対を表明された株主様のお名前を書き写しました。

Q:提案株主の個人情報は守られるのですか?

A:もちろんです。名簿は事務局の担当者のみが慎重に管理し、皆様のお名前等は、株主提案議案提出に関する活動のみに使用させていただき、他の目的で使用することは絶対にありません。ただし、四国電力には提案議案提出の際、皆様の「株主提案権行使合意書兼委任状」を提出します。

Q:株主提案権とはどういうものですか?

A:会社法第303条、第304条、及び第305条の「株主提案権」により、株主が経営に参加する公益権の一つです。会社(取締役会)が議案を提案するのと同様に、一般株主にも議案提案の権利を認めようというものです。その目的は、総会の場で、会社の経営に関する株主自身の意志を決議に反映させ、会社内部の風通しを良くしようというものです。

Q:株主提案を行うには、どのような資格が必要ですか?

A:株主提案議案提出日(今年は4月24日)の6ヶ月以上前から1単元株(1個)=100株以上の株を持つ株主なら誰でも可能です。四国電力の場合は、その株が300単元株(300個)=3万株 以上必要です。私たちの活動は、少数株主が協力して3万株以上を集め、株主提案権行使しようとするものです。

Q:株主提案を行うには、どのような手続きが必要ですか?

A:必要な記入、押印をした別紙の書類①と②を証券会社等に、③を当会事務局にそれぞれ同封の封筒で郵送していただくだけです。あとは事務局が責任を持って四国電力に提出します。

Q:株主提案を行うには、費用がかかるのですか?

A:合意書、受付票の郵送用切手はご負担ください。また、口座管理機関(証券会社や信託銀行)によっては、個別株主通知申出の手続きに費用(窓口で直接手続きする際の交通費、郵送で手続きする際の郵送費、手数料)が必要となる場合もあります。

Q:提案株主は、株主総会に出席しなければならないのですか?

A:制度として出席の義務はありませんが、ご都合のつく方は、ぜひ総会にご出席になり、議案の審議にご参加くださいますようお願い致します。

Q:総会に出席しない場合はどうすればよいのですか?

A:会社から送付された「議決権行使書」のはがきの郵送、またはインターネットで自由に書面投票が行えます。